

適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための 内閣府令（案）及びガイドライン（案）に対する意見を提出しました

2018年8月16日、消費者庁は適格消費者団体及び適格消費者団体の適正な業務運営を確保するためとして、内閣府令とガイドラインの改正案を作成し意見募集をおこないました。今回の改定は、団体の適正な業務運営を確保するためと言いながら、内容はいずれも団体監督を厳格化するものであり、中にはガイドラインが法律の規律の範囲を逸脱する部分も見受けられました。埼玉消費者被害をなくす会は、改定案の問題を指摘し、変更を求める意見書を、9月14日付けで提出しました。以下をご確認ください。

意見 1	府令25条3号の追加について(意見) 第3号の条項に次のカッコ書き部分を加えるべきである。
---------	--

- 理由**
- 適格団体・特定適格団体の業務が、特定の事業者の影響により適正な業務が妨げられないようにする措置として、既に現行消契法に、理事構成の制限などの措置が講じられており、そもそも第3号を追加する必要性があるのかについて疑問が強い。
 - 仮に、主務省として特定の事業者に過度に依存しているか否かの実態を把握する必要があるとしても、消費者に向けた商品・役務の供給事業を行っていない事業者（非営利活動団体・NPO法人等）の支援を受ける場合は、そもそも差止請求等の対象となる可能性がないため、現状以上の実態把握の必要性が認められない。そこで、ガイドライン改訂案の記述と同様に、適用除外規定を設けるべきである。
 - 支援する事業者の本来業務と兼務により適格団体に無償で労務提供をするケースが多く、事業者の本来業務との割合が明確に区別できないことが通常であるため、「労務の提供の総額」を算定することは困難である。実態把握としては、どの事業者の職員が無償の労務提供を行っているのかを明示すれば足りるはずである。
 - 適用除外とならない事業者から労務の提供を受けている場合に、労務提供の総額を主務省が把握するとしても、事務局員のプライバシー保護等の配慮から第三者への公開事項からは除外すべきである。

意見 2	ガイドライン改訂案の「体制及び業務規程」の総論部分について(意見) 追加記述を削除するか、少なくとも次のカッコ書き部分を追加すべきである。「適格消費者団体は過度に特定の事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）に依存することがないよう留意する必要がある。」
---------	--

- 理由** ● 府令25条改正への意見の理由と共通である。

意見 3	ガイドライン改訂案の「適格消費者団体の事務所」について(意見)「事務所の外観、構造その他の事務所の置かれた状況からして事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）と混同されるものであってはならないこととする。」との記述のカッコ書き部分の意味が、消費者に対する商品・役務の供給事業を行っていない事業者（例えば、都道府県ごとの生活協同組合連合会）は含まれないことを解釈として明示すべきである。また、特定の事業者の顧問業務が2分の1に満たない弁護士・司法書士等の事務所は「客観的に差止請求の対象になることが考えられない者」の適用除外に当たることを解釈論として明示すべきである。
---------	---

- 理由** ● 個々の生活協同組合(地域生協、大学生協、職場生協等)は、消費者に向けた商品・役

務の供給事業を行っており、また生協の商品供給事業に関するブロックごとの事業連合も、消費者に向けた商品の表示を行う事業者となり得るのに対し、都道府県ごとの生活協同組合連合会(生協連)は、商品供給事業とは別の生協運動面での交流・活動が中心であり、消費者との間で差止請求の対象となる活動を行っているわけではない。

- 検討委員会の専門委員である弁護士・司法書士は、消費者問題に取り組む専門家として活動しているのが実情であり、検討委員である弁護士・司法書士の事務所を概観・構造上峻別を要する事業者として一律に扱うことは実態に反する。そこで、特定の事業者の顧問業務が当該弁護士・司法書士業務の2分の1に至らない場合は、適用除外に含まれることを明示すべきである。
- 今回のガイドライン改訂の趣旨が、差止請求業務に不当な影響を及ぼすおそれを防止するためであるとすれば、客観的に差止請求の対象となる可能性のない事業者については、業務の適正さを確保するため事務所の外観や構造の峻別を過度に強調する必要はない。各地で現実に設立し活動している大半の適格団体の実態に照らし、この点を解釈として明示することが不可欠であり、そうでなければ全国の適格団体の活動が崩壊する事態となるおそれがあることを十分に踏まえるべきである。

意見 4	ガイドライン改訂案のうち複数代表制について(意見)「代表者や職員が、「差止請求等相手方と特別の利害関係を有する場合」に該当するとしてその職務を行えない場合であっても、その業務を適正に遂行できる組織であること」の改訂については、その施行時期を1年後とすべきである。
---------	---

- 理由**
- 「差止請求等相手方と特別の利害関係を有する場合に該当するとしてその職務を行えない場合」という事態は、適格消費者団体制度施行後約10年間でほとんど発生しておらず、緊急を要する事項ではない。
 - 複数代表制とすることは、定款変更を要し総会開催が必要であるところ、総会は毎年6月開催の団体が多いため、すぐには対応できない。
 - 適格消費者団体を目指して定款を作成し体制整備もほぼ終わり、必要書類を揃えて近日中に認定申請を計画している団体が2~3団体あるところ、突然のガイドライン変更により現時点で定款変更決議からやり直すことは甚大な負担となる。
 - したがって、施行時期を1年後とし、来年6月頃の総会で定款変更を行えば対応できるようにすべきである。

意見 5	ガイドライン改訂案のうち行政処分を受けた事業者の役員の辞任について(意見)行政処分を受けた事業者の役員が適格団体等の理事を辞任すべきことは、努力事項にとどめ、業務改善命令の対象とすべきではない。
---------	---

- 理由**
- 消契法第13条5項6号は、適格団体役員の欠格事由として、禁固以上の刑に処せられた者または消契法・消費者裁判手続特例法その他の法令に基づく命令に違反して罰金に処せられた者と定めており、単に行政処分を受けた者や兼務先の所属団体が行政処分を受けた場合の役員は欠格事由ではない。したがって、これを実質的な辞任事由として位置づけ改善命令の対象とすることは、ガイドラインが法律の規律の範囲を逸脱するものであり許されない。
 - 行政処分を受けた事業者の役員が適格団体の理事等であり続けることが、適格団体の業務の適正さに関する社会的信頼確保のため望ましいとしても、あくまでも努力規定にとどめるべきである。